

えいぎょうじかんたんしゆく きょうりょくようせい ともなう ぎふけんしんがたころなういるす かんせんしやうかくだいぼうしきょうりょくきん だいごだん
営業時間短縮の協力要請に伴う「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）」
じっしがいよう
実施概要

1. 趣旨

ひびかんせんかくだい しんがたころなういるす かんせんかくだいぼうし けん ようせい おうじてないしやうきかんちゆう
日々感染拡大している新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県の要請に応じて対象期間中
すべて きかん えいぎょうじかん たんしゆく ぜんめんてき ごきょうりょく じぎやうしや たいして きょうりょくきん だいごだん
の全ての期間において、営業時間の短縮に全面的にご協力いただける事業者に対して、協力金（第5弾）
しきゅう
を支給いたします。

2. 申請要件

ほんきょうりょくきん だいごだん しんせいようけん
本協力金（第5弾）の申請要件は、下記の全てに該当する者となります。

(1) 次の要請に協力いただいた事業者であること（要請期間中に終日休業した場合を含む）。

なお、ようせいきかんちゆう せいふ きほんてきたいしやうほうしん へんこう ばあい ようせいきかん たんしゆく しきゅうきんがく へんこうとう
なお、要請期間中に政府の基本的対処方針が変更された場合は、要請期間の短縮や支給金額の変更等
おこなうばあい
を行う場合があります。

- ・ たいしやうくいき ぎふし かかみがほらし かにし おおがきし みのかもし とまし みずほし たじみし せまし
対象区域 岐阜市、各務原市、可児市、大垣市、美濃加茂市、土岐市、瑞穂市、多治見市、関市
- ・ ようせいきかん れいわ んん がつ にち げつようび れいわ がつ にち かようび にちかん
要請期間 令和3年4月26日（月曜日）から令和3年5月11日（火曜日）【16日間】
- ・ たいしやうぎやうしゆ いんしよくてん
対象業種 飲食店

※ 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等（宅配、テイクアウトサービスを除く。）

ゆうきやうしせつとう
遊興施設等

※ バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗（ネット
カフェ・マンガ喫茶を除く。）

- ・ ようせいないう へいぎやうじかん ごぜん じ ごご じ えいぎやうじかん たんしゆく
要請内容 営業時間を午前5時から午後8時までの営業時間に短縮

（ただし、酒類の提供は午前11時から午後7時までとする。）

(2) 岐阜市、各務原市、可児市、大垣市、美濃加茂市、土岐市、瑞穂市、多治見市、関市（県内9市）に

所在する店舗であること。

- (3) 要請期間中、業種に係る営業に必要な許可をすべて取得していること。
- (4) 従前から継続して20時00分から5時00分までの時間帯に営業を行っている飲食店、遊興施設であること。
- (5) 対象店舗の営業時間・営業内容等運営について決定権限を有する者であること。
- (6) 接待を伴う飲食店（キャバクラ、ホストクラブ等）、カラオケ店及びライブハウスについては、感染防止対策マニュアルを作成・提出し、その確認を受けていること。
- (7) 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）及び（第3弾）及び（第4弾）において、虚偽、不正申請等を行っていないこと。
- (8) 暴力団、暴力団等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団等となっている法人でないこと、また、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (9) 令和3年4月25日（日曜日）から交付決定の日までの間に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した店舗のうち、当該店舗において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したと知事が認めるものを運営する個人又は法人等でないこと。
- (10) 業種別ガイドライン及び「コロナ社会を生き抜く行動指針」を遵守のうえ、「新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー」を取得、掲示していること。

3. 支給金額

全期間協力店舗に対し、1店舗あたり40万円～320万円を支給（16日分）

※4月26日から要請に御協力いただけなかった場合においても、4月27日までに御協力いただいた場合

は15日分、4月28日までに御協力いただいた場合は14日分を支給します。

<1日当たりの支給額の算出方法>

○中小企業（前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて1日当たりの時短協力金単価を決定）

・前年度又は前々年度の1日当たり売上高83,333円以下の店舗：25,000円/日

・前年度又は前々年度の1日当たり売上高83,333円～25万円の店舗：25,000円/日～75,000円/日【（前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高）×0.3】

・前年度又は前々年度の1日当たり売上高25万円以上の店舗：75,000円/日

○大企業（中小企業もこの方式を選択可）

・1日当たりの売上高の減少額 × 0.4（最大：20万円）

支給金額の詳細は、申請受付開始日等の詳細が決定次第公表します。

4. 申請受付期間

現在調整中のため、後日お知らせします。

5. 協力金（第5弾）に関するお問合せ先

「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）」相談窓口（コールセンター）

電話番号：058-272-8192（9時00分から17時00分）

詳細は岐阜県ホームページをご覧ください。（日本語のみ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/148847.html>